

随意契約の結果

【平成30年7月分】コンサルタント業務

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
東京都区部（城北地区）道路その 他改修工事変更設計業務	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 竹内 直也 東京都新宿区西新宿 6-5-1	平成30年7月2日	昭和（株） 東京都千代田区平河町 1- 7-2 1	6011501002206	1,980,720円	1,890,000円	95.4%	本業務は、過去に実施した「東京都区部（城北地区）道路 その他改修工事実施設計業務」の実施設計の変更を行う ものである。上記実施設計業務と本業務は業務内容が 密接不可分であり、かつ責任の範囲を明確にする必要が あるため、会計規程第51条第3項第3号に基づき、当該 業者と随意契約を行ったものである。	-				-
（仮称）さいたま新都心公園整備 工事その2その他監督業務	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 竹内 直也 東京都新宿区西新宿 6-5-1	平成30年7月17日	（株）佐伯設計監理事務所 埼玉県朝霞市宮戸 4-1 1 -4 5	6030001044913	2,841,480円	2,808,000円	98.8%	本業務は、「（仮称）さいたま新都心公園整備工事そ の2その他」の監督業務を行うものである。当該工事は 平成30年10月に公園の完成とさいたま市への施設引き継 ぎを予定しており、各種検査等に速やかに対応する必要 があるが、当該各種検査等に対応する業務である「（仮 称）さいたま新都心公園整備工事その2監督業務」を履 行していた者が破産により業務を履行することが不可能 になった。このため、速やかな業務の継続が必要である ことから、平成29・30年度進捗工事監理（都市再生）の 指名選定業者の中で、対象地区の近隣に本（支）店が あり、緊急的な発注にも対応できる体制を整えている当 業者と、会計規程第51条第3項第2号に基づき、随意契 約を行ったものである。	-				-